

安八町告示第137号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和2年7月2日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書(以下「請求書」という。)〕について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第5項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和2年8月3日

安八町監査委員 清 伸二 

記

第1 監査の請求

1 請求人

[REDACTED]

2 請求書の受付

令和2年7月2日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、支払年月日が令和元年7月18日、町村議会広報クリニックの折の旅費(岩田謙治分)22,020円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成31年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成31年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和2年4月1日付 情報公開請求書
4. 伺い 支出命令の取り消しについて

(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)

5. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
6. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料
(タクシ一代) の戻入れについて (戻入れ金額175,250円)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和2年7月3日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、安八町長に対し、支払年月日が令和元年7月18日、町村議会広報クリニックの折の旅費（岩田譲治分）22,020円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

のことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査委員の除斥

碓井昭夫監査委員においては、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の従事する業務に直接の利害関係があることから、法第199条の2の規定により本件監査から除斥した。

第5 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年7月27日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠として追加書類1点を提出したうえで、概ね次のような趣旨の陳述をした。

- (1) 本件請求に係る公金の支出について、その支出が事実なのか、どのような目的の支出であったのか、その目的は達成されたのか、またその結果がどのように町政に反映されたのか検証されなければならない。
- (2) 本件請求に係る公金の支出が、(1)にいう検証ができない場合は事実証明書④、⑤、⑥と同様の取り扱いをするべきである。
- (3) 過去の安八町職員措置請求監査結果通知書別紙に示されている限定的な部分のみを取り上げ、民間企業の例を挙げて行政における監査のあり方について指摘した。

なお、監査対象課（議会事務局）の陳述は、担当職員が欠席であったため、取り止めとした。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本件請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和2年7月27日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を議会事務局とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第6 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 令和元年7月10日（水）午後1時30分から、全国町村議員会館（東京都千代田区一番町25番地／03-3264-8181（代表））にて、「令和元年度町村議会広報クリニック（以下「クリニック」という。）」が開催された。
- (2) クリニックには、安八町議会（以下「議会」という。）内に設置された、議会だより編集委員会（以下「編集委員会」という。）委員5名のうち4名及び議会事務局職員2名（以下「参加者ら」という。）が参加した。
- (3) 参加者らは、(1)にいうクリニックの開催場所であった全国町村議員会館までの間を新幹線（岐阜羽島駅から東京駅までの往復路）と地下鉄（東京駅から半蔵門までの往復路）を利用して移動した。
- (4) 編集委員会委員であった岩田譲治をはじめとする参加者らがクリニックに参加

した目的は、議会が発刊している議会だよりを、「伝える広報から伝わる広報へ」と充実させていくため、議会広報紙としての編集視点、情報把握ができる紙面構成、住民に情報が伝わる編集、住民に情報が伝わる紙面表現等、編集の質を高めるための手法を議会だより編集委員とともに学び、今後の議会だよりの編集に反映させるためであった。

- (5) 令和元年7月18日付で、本件請求書中、事実証明書②のとおり、クリニック参加に係る岩田譲治分の旅費（費用弁償）として22,020円が、安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「条例」という。）第4条に基づき一般会計から支出された。
- (6) 岩田譲治は、クリニックでの研修を通して（4）の目的を達成し、以後の議会だよりの編集において、その立場と役割の中でクリニックの成果を發揮した。

第7 判断に当たっての関係法令等について

1 法第203条（議員報酬及び費用弁償）

第2項

普通地方公共団体の議會議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

第4項

議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

2 法第204条の2（給与等の支給制限）

普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第203条の2第1項の者及び前条第1項の者に支給することができない。

3 条例

第4条（費用弁償）

第1項

議長、副議長及び議員が職務のために旅行した場合は、費用弁償として、町長に支給される旅費額に相当する額を支給する。ただし、これにより難いときは、旅費額を指定して支給することができる。

第8 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「令和2年4月1日付にて、支払年月日が令和元年7月1

8日の町村議会広報クリニックに関する「この会の出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面」、「この会の目的が達成されたことを証する書面」、「この会の結果がどのように町政に反映されたか分かるもの」について情報公開請求をしたところ、法定期限を過ぎた現在でも公開が決定されず書類の確認が不可能である。」との事実を前提に、「出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面や、会の目的が達成されたことを証する書面や、会の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。なぜなら、岩田譲治は安八町を代表して本件に出席をしているはずであり、公費を支出する以上はこれらの書類を作成し会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならないことは言うまでもない。また、本件の支出負担行為決議書兼支出命令書には旅費明細書のみの添付で領収書が添付されておらず本当に旅費として22,020円支払ったのかどうか疑義が持たれるものである。公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料（タクシ一代）の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」、加えて、「安八町支出負担行為の整理区分に関する規則別表第1「7 旅費」の「支出負担行為に必要な書類」に「請求書、旅行命令書」と規定されているが、本件の支出負担行為には「請求書」も「旅行命令書」も無く、安八町支出負担行為の整理区分に関する規則で規定されている「支出負担行為に必要な書類」が備わっていない違法若しくは不当な公金の支出である。」と主張している。

本件請求が町に損害を与えたか否かの判断に先立ち、岩田譲治がクリニックに参加することについて検討した。

上記、第6 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(4) のとおり、岩田譲治はクリニックの機会を利用して、議会が発刊している議会だよりを、「伝える広報から伝わる広報へ」と充実させていくため、議会広報紙としての編集視点、情報把握ができる紙面構成、住民に情報が伝わる編集、住民に情報が伝わる紙面表現等、編集の質を高めるための手法を議会だより編集委員とともに学んでいる。

つまり、岩田譲治がクリニックに参加することは、編集委員会の委員として、「伝える広報から伝わる広報へ」とその質を高めていくための工夫等や、議会だよりの現状及び課題の点検と改善に関する共通理解を深めるためにも有意義なものである。

また、編集委員会の委員として議会だよりの編集に携わっていることは明確であり、同／(4) の目的をもってクリニックに参加することは、その職務を遂行するうえで必要なことであると認められる。

これらの事情等を総合すると、岩田譲治がクリニックに参加したことは、編集委員会の委員として適切な行為であり、公務として評価すべきものと解するのが相当だと判断した。

以上のことから、クリニックの機会を利用して、町民目線に立った議会だよりを編集するための考え方や手法を学ぶことは、編集委員会の委員の職務の範囲内であり、本件請求にいうクリニックの参加に付隨して支出された旅費は違法若しくは不当な公金の支出ではないと判断した。

なお、請求人が請求の理由3の後段で主張している、「最後に安八町支出負担行為の整理区分に関する規則 別表第1 「7旅費」の「支出負担行為に必要な書類」に「請求書、旅行命令書」と規定されているが、本件の支出負担行為には「旅行命令書」は無く、安八町支出負担行為の整理区分に関する規則で規定されている「支出負担行為に必要な書類」が備わっていない違法もしくは不当な公金の支出である。」についてだが、これは行政事務のあり方を指摘しているものであって、法第242条第1項の趣旨に該当するものではないと判断したことから本件監査では検討しないこととした。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由の記載のとおり、「公費の支出に際して疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料（タクシー代）の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、監査対象課から提出を受けた資料や関係職員から聴取した事情に併せて、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第9 監査委員の意見

なし。